

○越前町里の体験センター及び越前町体験農業管理施設条例

平成 1 7 年 2 月 1 日

条例第 1 1 2 号

(設置)

第 1 条 自然とのふれあいの里づくり事業及び農業構造改善事業に基づき、自然環境の保全と都市と農村の交流を通じて、自然とのふれあいの場を拠点に地域の活性化を図るため、越前町里の体験センター及び越前町体験農業管理施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
泰澄の杜	越前町小倉第 8 8 号 5 5 番地 1

(事業)

第 3 条 施設は、次の事業を行う。

- (1) 温泉事業に関すること。
- (2) 野外活動事業に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(職員)

第 4 条 施設に必要な職員を置く。

(指定管理者の指定等)

第 5 条 次に掲げる施設の管理に関する業務は、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 施設の施設、設備又は備品の維持管理に関すること。
- (3) 施設の利用の許可並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受及び減免に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が定める業務

(利用時間)

第6条 施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、利用時間を変更することができる。

(1) 入館は午前10時から午後8時までとする。

(2) 宿泊は午後4時から翌日午前9時までとする。

(3) 休憩は午前10時から午後3時までとする。

(休館日)

第7条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌々日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(施設の利用)

第8条 施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を拒み、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 公の秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設、設備又は備品を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障のおそれがあるとき。

(利用料金)

第10条 施設を利用しようとする者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、公益上その他の理由により必要があると認めるときは、前

条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復)

第 12 条 利用者は、施設の利用を終わったとき、又は第 9 条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、町長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 賠償の金額及び方法等は、町長がその都度定めるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の朝日町里の体験センター及び朝日町体験農業管理施設の設置及び管理に関する条例（平成 8 年朝日町条例第 16 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 31 日条例第 17 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

里の体験センター及び体験農業管理施設利用料金

区分	部屋	平日		平日以外 (金・土及び祝 休日の前日)		摘要
		大人 (中学生 以上)	小人 (小学生)	大人 (中学生 以上)	小人 (小学生)	
入館料		520円	310円	520円	3 1 0 円	ただし、町内在 住の65歳以上の 者310円
宿泊料 (1人)	客室	3,660円	2,610円	4,190円	3,140円	幼児(3歳以上)1 人当たり1,040 円加算する。
	客室 (特別室)	4,190円	3,140円	4,710円	3,660円	1室2人以下の場 合は1,040円加 算する。
貸室料 (1部屋)	客室	2,090円				
	客室 (特別室)	2,610円				
	体験 実習室	1時間当たり 1,040円				ただし、冷暖房 費用は別途加算 する。
	研修室 (大)	1時間当たり 1,040円				
	研修室 (小)	1時間当たり 520円				